

## 第1章 生活支援

資料3

### 1 基本方針

第4次計画の基本方針	第3次計画からの主な変更点
<p>障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現に向け、障害のある人の意思決定を支援するため、相談支援体制の充実を図ります。また、地域移行を推進し、必要な時に必要な場所で適切な支援を受けられる取組みを進めるとともに、誰もが個人としての尊厳が重んじられた日常生活または社会生活を営むことができるよう、各種支援の充実に取り組みます。</p> <p>相談支援については、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」が中心となり、障害のある人等の地域生活全般に関する問題についての相談に応じ、情報提供や福祉サービスの利用援助等の必要な支援を行っています。相談件数が著しく増加していることから、市内に複数の相談窓口を新たに設置し、相談者の利便性を向上させるとともに支援の質の向上を図ります。</p> <p>加えて、障害のある人の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据えて、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点事業を実施し、相談や緊急時の受け入れ等の様々な支援を市内事業所や関係機関で行える体制を整備します。</p> <p>また、障害福祉サービス等の利用の推進や障害のある子供への支援の充実を図るとともに、それを支える障害福祉人材の育成・確保等にも取り組みます。</p> <p>さらに、補装具費、日常生活用具費の支給を行うことで生活の質の向上を図るとともに、円滑な意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう情報提供や意思疎通の支援を行います。</p> <p>そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。</p>	<p>国の障害者基本計画を参考に、第5回計画策定委員会で基本理念の見直しがあったことも踏まえ、「障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現」という文言を記載しました。</p> <p>相談支援については「ふらっと船橋」が中心に様々な支援を行っていることや相談件数の著しい増加に対応するため、複数の相談窓口を設置し、支援の質の向上を図る旨記載しました。</p> <p>障害のある人の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点事業を実施するなど、体制を整備する旨も記載しています。さらに、障害のある子供への支援の充実、補装具費・日常生活用具費の支給、意思疎通支援についても記載をしました。</p>

## 2 現状と施策の方向性について

### （1）相談支援体制の充実

項目	現状	施策の方向性	追加・修正の理由
2.相談支援体制の充実	②「ふらっと船橋」において障害者（児）総合相談支援事業を行っています。市内全域に利用者が増加していることを踏まえ、令和2年度に新たな相談窓口を設置し、支援の質の向上を図っています。	②障害のある人や障害のある子供とその家族が、身近な地域で相談できるよう、地域の社会資源を活かして市内の各地域に新たな相談窓口を複数設置し、相談者及び相談員双方の利便性を向上することで支援の質の向上を図ります。 [担当課] 障害福祉課	【追加】 相談窓口を市内に増設することで、利用者の利便性の向上及び総合相談に従事する支援員の負担軽減、市としての相談支援の質の向上を図っているため、新しく記載しました。

## （2）障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

項目	現状	施策の方向性	追加・修正の理由
2. グループホームの充実	③グループホーム間の連携やサービスの質の向上のため、船橋市グループホーム連絡協議会において情報の集約や勉強会を開催しています。	③船橋市グループホーム連絡協議会において、情報の共有や勉強会を行うことで、グループホーム間の連携強化と資質向上を図るとともに、各グループホームの空き状況等を集約することで、グループホーム利用に係る手続きの円滑化を図ります。 [担当課] 障害福祉課	【追加】 令和元年度に新たに設置した、船橋市グループホーム連絡協議会について、新しく記載しました。 グループホーム間の連携強化や資質向上を図るとともに、利用に関する手続きの円滑化を図ります。

項目	現状	施策の方向性	追加・修正の理由
<p>6. 障害福祉を支える人材の確保</p>	<p>障害福祉サービス等に従事する職員を確保するため、就職説明会の開催やEPA(経済連携協定)による外国人介護福祉士候補者の受け入れに係る費用の助成を事業所に対して行っています。</p> <p>また、介護職員初任者研修や実務研修の修了者に対して受講料等の費用助成を行っています。</p>	<p>説明会の開催や補助を行うことで障害福祉サービス等の職員の確保を図ります。</p> <p>また、人材確保のための方策について検討します。</p> <p>[担当課] 障害福祉課、療育支援課</p>	<p>【追加】</p> <p>国の障害者基本計画にも記載された項目であり、市でも取り組みを行っているので、新しく記載しました。</p> <p>就職説明会については、障害福祉サービス等に従事する職員を確保するために介護保険課と合同で開催しています。</p> <p>また、外国人介護福祉士候補者の受け入れに係る補助を事業所に行うとともに、介護職員初任者研修や実務者研修の修了者に対して受講料等の費用助成を行っています。</p> <p>就職説明会については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元・2年度の開催はできませんでしたが、今後も人材確保の方策について、検討を行います。</p>

項目	現状	施策の方向性	追加・修正の理由
7. 重度化・高齢化への対応	①地域で生活する障害のある人やその家族が安心して地域で生活し続けられるための支援体制を整えるために、地域生活支援拠点事業を実施しています。	①障害のある人やその家族が地域で安心して暮らし続けられるよう、緊急時の相談や短期入所の一時受け入れの調整を行うコーディネーターを配置し、地域全体で支える体制を整えます。 [担当課] 障害福祉課	【追加】 平成30年度に船橋市自立支援協議会から提言をいただき、令和元年度から運用を開始した地域生活支援拠点事業「あんしんねっと船橋」について、新しく記載しました。 地域生活支援拠点とは、障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据えて、障害のある人やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支援する仕組みです。 船橋市には「ふらっと船橋」や相談支援事業所、短期入所やグループホーム、日中活動系の障害福祉サービス事業所などの既存の社会資源があるため、既存の社会資源を活かしつつ、足りない機能を加える面的整備型という形を採用しております。

項目	現状	施策の方向性	追加・修正の理由
<p>7. 重度化・高齢化への対応</p>	<p>③重度の身体障害者が多く通所する生活介護事業所に対し、職員の加配に係る運営費の一部を助成することにより、重度身体障害者の受け入れ先の確保を行っています。</p>	<p>③重度の身体障害者が多く通所する生活介護事業所に対し、職員の加配に係る運営費の一部を助成することにより、重度身体障害者の受け入れ先の確保を行います。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>	<p>【追加】</p> <p>平成27年度から実施している船橋市重度身体障害者生活介護事業所職員配置加算補助金について、新しく記載しました。</p> <p>市では、重度の身体障害者が多く通所する生活介護事業所に対し、職員の加配に係る運営費の一部を助成することにより、重度の身体障害者の受け入れ先の確保を行っています。</p> <p>今後も要件を満たす事業所に対し、補助を行うことで継続的な運営の安定化を図り、受け入れ先の確保を行っていきます。</p>
<p>8. 成年後見制度の利用の推進</p>	<p>船橋市障害者成年後見支援センターにおいて、障害のある人の法人後見等の受託や、障害のある人及びその家族に対して成年後見制度を利用するにあたっての電話相談等を行うことにより成年後見制度の利用を推進しています。</p>	<p>船橋市障害者成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する電話相談等を行うとともに、市からの依頼に応じて法人後見等の受託を行い、成年後見制度の利用を推進します。</p> <p>[担当課] 地域保健課、障害福祉課</p>	<p>【追加】（第7章にも記載）</p> <p>第3次計画の「第7章 差別の解消及び権利擁護の推進」に記載しており、第4次計画の同章にも記載しますが、本章（第1章 生活支援）にも関連が深いことから、新しく記載しました。</p>

項目	現状	施策の方向性	追加・修正の理由
9. 困難事例への対応について	<p>多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められた強度行動障害者の支援を行う施設に対して、市独自に運営費の補助を行っています。</p>	<p>強度行動障害者の支援を行う施設の支援については、適宜見直しを図り、適切な支援を行います。</p> <p>また、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所等）を退所した障害のある人に対する支援については、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」を中心に地域移行・地域定着に向けた取り組み及び支援を行います。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>	<p>【修正】</p> <p>「施策の方向性」の欄について、第3次計画においても矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所等）を退所した障害のある人に対する支援については記載していましたが、「ふらっと船橋」を中心に取り組み・支援を行っているため、その旨を追加しました。</p>

項目	現状	施策の方向性	追加・修正の理由
<p>13. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>精神障害者とその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉関係者による協議を行います。</p>	<p>保健・医療・福祉関係者による協議の場を通して、精神障害者が地域で暮らしていくための支援体制について検討します。 [担当課] 地域保健課、障害福祉課</p>	<p>【追加】（第2章にも記載） 「第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画（H30～R2年度）」において、保健・医療・福祉の関係者が精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議する場の設置をすることを目標とし、「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（R3～R5年度）」においては、都道府県が設定する成果目標を達成するための活動指標を設定しているため、新しく記載しました。</p>
<p>17. 障害者等移動支援事業の充実</p>	<p>屋外での移動が困難な障害のある人及び障害のある子供が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行っています。</p>	<p>障害のある人の社会参加や通学等のための移動に対する支援は不可欠であることから、障害のある人が必要な場面で支援を受けられるよう移動支援事業を継続して実施します。 また、利用実態に合わせた利用方法について継続して検討します。 [担当課] 障害福祉課</p>	<p>【修正】 平成27年6月から、保護者の付き添いができない場合等に通学・通所にも利用ができるようになったため、現状に即した文言に修正しました。</p>



項目	現状	施策の方向性	追加・修正の理由
24. ふれあい収集の実施	<p>日常的なごみ出しが困難であり、周りの方からの支援を受けられない障害のある人のみの世帯等を対象に、可燃ごみ、不燃ごみ等の戸別収集を行っています。</p>	<p>日常的なごみ出しが困難であり、周りの方からの支援を受けられない障害のある人のみの世帯等を対象に、戸別収集を行うことで、ごみ出しに関する負担を軽減します。</p> <p>[担当課] 資源循環課</p>	<p>【追加】</p> <p>自ら収集ステーションにごみを出すことが困難であり、他の者からの協力を得られない障害のある人のみの世帯等を対象にごみ出しの負担軽減を図ることを目的に実施している、ふれあい収集事業について、新しく記載しました。</p>
25. クリーンサポート収集の実施	<p>障害のある人のみの世帯等で自分たちで粗大ごみを収集場所まで運ぶことができないときに、屋内からの持ち出し収集を行っています。</p>	<p>周りの方からの支援を受けられず、自力でのごみ出しが困難な障害のある人のみの世帯等に対し、ごみ収集の支援を行います。</p> <p>[担当課] クリーン推進課</p>	<p>【追加】</p> <p>粗大ごみを指定の場所に排出することが困難な障害のある人のみの世帯等の支援を行うクリーンサポート収集について、新たに記載しました。</p>

（3）障害児支援の充実

項目	現状	施策の方向性	追加・修正の理由
3. 切れ目のない指導・支援の充実	障害のある子供の成長記録や配慮が必要な事項等を記載したライフサポートファイルを各支援機関で共有することで、適切かつ一貫性のある支援体制の充実を図ります。	ライフサポートファイルを配布することで、障害のある子供に対する適切かつ一貫性のある支援体制の充実を図ります。 [担当課] 療育支援課	【追加】（第3章にも記載） 平成29年度から配布を開始し、活用を広く呼びかけているライフサポートファイルについて、新しく記載しました。 なお、関連が深いことから、第3章（教育等）にも再掲として記載します。
7. 療育内容の充実	療育内容の研究を深め、より効果的な支援体制を構築するとともに、支援に係る知識や具体的支援方法についての指導啓発のために巡回相談や発達支援のための講演会を行うことにより、効果的な支援体制の確立を図っています。	幼稚園・保育園等の職員に対して、巡回相談や講演会を開催し、職員の資質の向上を図ります。 [担当課] 療育支援課	【修正】 幼稚園・保育園等の職員を対象に発達支援のための講演会を開催しているため、文言を追加しました。

## （4）補装具費、日常生活用具費の支給

項目	現状	施策の方向性	追加・修正の理由
1. 補装具費の支給	障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために、補装具費（購入・借受け・修理）の支給を行っています。	障害者総合支援法に基づき、補装具費の支給を行い、障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図ります。 [担当課] 障害福祉課	【修正】 障害者総合支援法の一部改正（平成30年度）により、補装具については、成長に伴って短期間で交換が必要となる障害児や、障害の進行により短期間の利用が想定され、貸与が適切と考えられる場合に限り、借受け費用を補装具費の支給対象とすることとされたため、文言を追加しました。

## （5）情報提供の充実等

項目	現状	施策の方向性	追加・修正の理由
2. 図書利用の支援	③視覚障害者に対し、録音図書等（朗読CD、カセットブック、点字図書、デイジー図書）や大活字本の貸し出しを行っています。また、対面朗読ができる部屋を提供しています。	③録音図書等の貸し出しや対面朗読室の提供を行います。 [担当課] 図書館	【追加】 「2. 図書利用の支援」の「②図書の宅配サービス」のほかに、録音図書等の貸し出しや対面朗読室の提供を行っているため、新たに記載しました。

項目	現状	施策の方向性	追加・修正の理由
4. 市のホームページにおける情報提供の推進	市のホームページにおいて、ふりがな・文字の拡大機能・音声読み上げ機能など情報提供の推進を図っています。	市のホームページにおけるアクセシビリティに配慮した情報提供の推進を図ります。 [担当課] 広報課	【修正】 平成27年度に市のホームページに音声読み上げ機能が追加されたため、文言を追加しました。

#### （6）意思疎通支援の充実

項目	現状	施策の方向性	追加・修正の理由
4. ヒアリンググループの貸し出しによる意思疎通支援の充実	難聴者の聞き取りを支援するため、ヒアリンググループの貸し出しを行っています。	ヒアリンググループの貸し出しを行うことにより、難聴者の意思疎通支援を推進し、難聴者の自立と社会参加を促進します。 [担当課] 障害福祉課	【追加】 市の公共施設等で開催される行事等において耳の不自由な方の聞こえを補助するため、平成30年度からヒアリンググループの貸し出しを行っているため、新たに記載しました。

## 第2章 保健・医療

### 1 基本方針

第4次計画の基本方針	第3次計画からの主な変更点
<p>保健・医療に関しては、障害のある人を含む市民すべての障害や疾病などの早期発見・早期治療、早期療育を図ることが重要です。関係機関が連携し、各年齢・段階に応じた、適切な施策を実施していく必要があります。</p> <p>そして、障害の有無にかかわらず、すべての市民の健康の保持・増進を図っていくことも重要です。特に、生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するためにも、生活習慣の改善や自己健康管理の促進を図っていく必要があります。障害のある人の保健・医療に関しては、身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受け入れられるよう、地域医療体制等の充実を図ることが必要です。障害のある人の健康の保持・増進や新たな障害の予防・軽減を図るためにも、保健・医療・福祉の関係機関が連携を図っていく必要があります。</p> <p>また、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域で暮らせる環境の整備や支援を行っていく必要があります。</p> <p>あわせて、医学的リハビリテーションに従事する者や健康相談等を行う者について、専門的な技術や知識を有する人材を確保することが必要になります。難病の人が生活における悩みや不安等を解消するための相談・支援や医療費の負担軽減に関する施策を進めていくことも重要です。</p> <p>そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。</p>	<p>国の障害者基本計画を参考に、第3次計画から「精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域で暮らせる環境の整備や支援を行っていく必要があります」「難病の人が生活における悩みや不安等を解消するための相談・支援や医療費の負担軽減に関する施策を進めていくことも重要です」といった文言を追加・修正しました。</p>

## 2 現状と施策の方向性について

### （1）保健・医療の充実等

項目	現状	施策の方向性	追加・修正の理由
1. 保健・医療・福祉の連携	<p>できる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるまちづくりに向け、障害のある人も含めた高齢者の支援体制の充実のため、地域づくりや個別課題の解決を目的とする地域ケア会議や、精神障害者の社会復帰に必要な福祉施策の推進を目的とする船橋市精神保健福祉推進協議会を開催し、保健・医療・福祉の連携を図っています。</p>	<p>地域ケア会議や船橋市精神保健福祉推進協議会を開催し、保健・医療・福祉の連携を図ります。</p> <p>[担当課] 地域包括ケア推進課、地域保健課、障害福祉課</p>	<p>【修正】</p> <p>第3次計画には、計画策定当時、建設前であった保健福祉センターについて記載していましたが、平成27年度に建設が完了したため、現在、保健・医療・福祉の連携を図っている事業を記載し、現状に即した内容に修正しました。</p>

項目	現状	施策の方向性	追加・修正の理由
<p>3. 地域リハビリテーションの推進</p>	<p>②船橋市リハビリセンターにおいて、リハビリ事業に加え、市内の回復期病床を持つ病院等と密接な連携体制を整えることで、回復期から維持期までの継続したリハビリテーションを提供していく地域リハビリテーションを推進するための拠点事業を行っています。</p> <p>また、リハビリテーション科の診療所及び訪問看護ステーション業務を実施し、地域で生活しながらリハビリテーションを行う方にリハビリテーションの総合的な提供を行っています。</p>	<p>②地域で生活しながらリハビリテーションを行う方を対象に、リハビリテーションの総合的な提供を行います。</p> <p>また、地域リハビリテーションを推進するための拠点事業を行い、地域リハビリテーションの推進を支援するとともに、リハビリテーション科の診療所や訪問看護ステーションの運営を行います。</p> <p>[担当課] 健康政策課</p>	<p>【修正】</p> <p>第3次計画の「施策の方向性」欄には、策定当時の指定管理者制度を導入した直後であったため、その後のスケジュールを記載していましたが、現状に即した文言に修正しました。</p>

項目	現状	施策の方向性	追加・修正の理由
<p>4. 地域医療の推進</p>	<p>①かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の必要性について、広報ふなばしや小児救急ガイドブックなど様々な形で、市民への啓発を図っています。</p>	<p>①かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の必要性について、市のホームページにて周知するとともに、広報ふなばしや小児救急ガイドブックなど様々な形で、市民への啓発を図ります。</p> <p>また、先進事例を参考に、より効果的な周知方法等について、検討します。</p> <p>[担当課] 健康政策課</p>	<p>【修正】</p> <p>第3次計画では、「かかりつけ医」についてのみ記載していましたが、「かかりつけ歯科医師、かかりつけ薬剤師・薬局」についても必要性が高まっていることから、新たに記載しました。</p>



項目	現状	施策の方向性	追加・修正の理由
6. 在宅医療の推進	<p>平成25年5月に医療・介護関係者、市民活動団体、行政によって構成する任意団体である船橋在宅医療ひまわりネットワークが設立され、在宅医療の推進に取り組んでいます。</p> <p>また、平成27年10月より在宅医療支援拠点ふなぼーとを設置し、在宅医療や介護に関する相談を受けるほか、在宅医療・介護関係者等への情報提供や相談などの支援を行っています。</p>	<p>船橋在宅医療ひまわりネットワークの活動において、医療・介護関係者の連携協力体制を構築し、市民公開講座や医療・介護関係者向けの研修会などを実施します。</p> <p>また、在宅医療支援拠点ふなぼーとにおいて、相談を受けるほか、在宅医療・介護関係者等への情報提供や相談などの支援を行います。</p> <p>[担当課] 地域包括ケア推進課</p>	<p>【修正】</p> <p>平成27年度に在宅医療支援拠点ふなぼーとを設置したので、現状に即した文言に修正しました。</p>

項目	現状	施策の方向性	追加・修正の理由
8. 歯科診療の充実	<p>さざんか特殊歯科診療所及びかざぐるま休日急患・特殊歯科診療所において、一般の歯科診療所で治療が困難な障害のある人に対し歯科診療を行う体制を整え、診療しています。</p> <p>また、障害のある人、障害のある子供やその家族を対象に口腔ケアに対する意識を高めるための講演会や実技講習会を開催しています。</p>	<p>さざんか特殊歯科診療所及びかざぐるま休日急患・特殊歯科診療所において、障害のある人に対する歯科診療の充実を図ります。</p> <p>[担当課] 健康政策課</p>	<p>【修正】</p> <p>かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所が平成27年度に開設されたため、現状に即した文言に修正しました。</p> <p>なお、さざんか特殊歯科診療所では障害のある人、障害のある子供等への診療日時を令和3年度から拡大しています。</p>

## （2）精神保健・医療の提供等

項目	現状	施策の方向性	追加・修正の理由
3. 船橋市地域活動支援センター（オアシス）の充実	<p>船橋市地域活動支援センターにおいて、地域で生活する精神障害者や市民の心の健康相談を電話や面接相談にて実施しています。</p>	<p>船橋市地域活動支援センターの活動について、地域に根ざした施設となるようピア活動やプログラムの充実だけでなく、地域交流を促進します。</p> <p>[担当課] 地域保健課</p>	<p>【追加】</p> <p>第3次計画では、「2. 精神障害者及び家族に対する相談事業の推進」に記載していた内容を船橋市地域活動支援センター（オアシス）で単独の項目とし、オアシスで行っている活動等について、新たに記載しました。</p>

項目	現状	施策の方向性	追加・修正の理由
6. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(再掲)	精神障害者とその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉関係者による協議を行います。	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通して、精神障害者が地域で暮らしていくための支援体制について検討します。 [担当課] 地域保健課	【追加】（第1章にも記載） 「第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画（H30～R2年度）」において、保健・医療・福祉の関係者が精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議する場の設置をすることを目標とし、「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（R3～R5年度）」においては、都道府県が設定する成果目標を達成するための活動指標を設定しているため、新しく記載しました。

（4）難病に関する施策の推進

項目	現状	施策の方向性	追加・修正の理由
<p>2. 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の推進</p>	<p>長期にわたり療養を必要とする児童等とその家族が地域で安心して療養できるよう、小児慢性特定疾病児童等自立支援員による相談支援を行うとともに、関係機関と連携を取り、療養状況やニーズに応じた支援を行っています。</p>	<p>小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の充実を図り、安心して療養できる体制づくりを行います。 [担当課] 地域保健課</p>	<p>【修正】 第3次計画の策定時には、小児喘息等の支援が中心だったことから「(5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療」に「長期療養児育成指導の推進」として記載していましたが、現在、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業として、相談支援等を行っていることから現状に即した文言に修正し、元来「小児慢性特定疾病医療費の給付」を記載していた「(4) 難病に関する施策の推進」に記載することとしました。</p>

## （5）障害の原因となる疾病等の予防・治療

項目	現状	施策の方向性	追加・修正の理由
1. 「ふなばし健やかプラン21」の推進	「ふなばし健やかプラン21（第2次）」では、健康寿命の延伸を大目標として計画の推進をしています。令和元年度に計画の中間評価を実施するとともに、後期分野別計画を策定しました。	「ふなばし健やかプラン21（第2次）」のもと、健康の増進のための施策を推進します。 [担当課] 健康政策課	【修正】 令和元年度に計画の中間評価を実施するとともに、後期分野別計画を策定したため、現状に即した文言に修正しました。
2. ふなばし健康ポイント事業の実施	健康寿命の延伸を目的に、健康に関心のある人だけでなく、健康に無関心な人や運動習慣のない人も健康づくりに取り組む動機づけとなるよう、平成30年度から、ふなばし健康ポイント事業を実施しています。	楽しみながら運動等の取り組みを継続できるよう健康づくりを支援します。 [担当課] 健康政策課	【追加】 健康寿命を延ばすことを目的に平成30年度から実施しているふなばし健康ポイント事業について、新しく記載しました。